





工な内容

1 …… 就任のご挨拶

岩手県警察本部長 森下 元雄

岩手県警察本部刑事部長 玉澤 賢一

3 …… 最近の暴力団情勢等について

4 …… 指定暴力団分布図

5 …… 理事会・評議員会の開催

暴追センターの財務状況

6 …… 不当要求防止責任者講習

7 …… センターからのお知らせ

暴力団追放 [三ない運動十1]

- ★ 暴力団を恐れない
- ★ 暴力団に金を出さない
- ★ 暴力団を利用しない

プラスワン

+1 暴力団と交際しない

本部長 就任のご挨拶



岩手県警察本部長 もりした まさ お 森下 元雄

本年1月28日付けで、岩手県警察本部長 に就任いたしました森下です。

県内の各地域や職域において暴力団排除に 携わっておられる皆様方には、平素から暴力 団排除活動を始め、警察業務の各般にわたり、 深いご理解とご協力を賜り、心から御礼申し 上げます。

最近の暴力団情勢ですが、平成27年8月 に六代目山口組が分裂し、離脱した勢力が神 戸山口組を立ち上げて以降、拳銃使用の殺人 事件等が相次いで発生し、対立抗争が激化、 令和2年1月には両団体が特定抗争指定暴力 団に指定され、この抗争は現在も続いており ます。

近年はさらに、神戸山口組が分裂し、情勢はより一層複雑化・流動化しており、依然として予断を許さない状況にあります。全国警察において市民生活の安全確保に向け、取締りの徹底に加え暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図っているところです。

暴力団という言葉は、「暴力団対策法」で初めて法的に定義されました。本年は、その「暴力団対策法」が施行されて30年が経過する節目の年となります。施行当時9万人以上いた暴力団勢力については、昨年末時点で約2万4,100人となり、大きく減少しております。

減少の要因といたしましては、暴力団対策 法によって資金獲得活動が難しくなったこと に加え、平成23年までに暴力団排除条例が 全都道府県で制定され暴力団排除の気運が高 まり、社会全体に暴力団排除活動が浸透した ことがあげられます。

本県においても、県及び県内全市町村において暴力団排除条例が制定され、社会生活や経済活動から暴力団排除が着実に進んでおり、県内の暴力団勢力も30年前の6分の1以下に減少しております。

暴力団を根絶するためには、社会全体で暴力団との対決姿勢を堅持し、県民一人ひとりが身近な場所から暴力団追放運動を展開し、運動の輪を広げていくことが、何よりも重要です。

警察といたしましては、暴力団に対する取締りを更に推進するとともに、岩手県暴力団追放推進センターと連携を図りながら、暴力団排除に取り組む皆様を支援していく所存でございますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、皆様のご健勝と今後ますますの ご活躍を祈念し、私の挨拶とさせていただき ます。

刑事部長就任のご挨拶



岩手県警察本部刑事部長 たまざわ けんいち **玉澤 賢一**

本年3月28日付で、岩手県警察本部刑事 部長に着任いたしました玉澤でございます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年で「暴力団対策法」の施行から 30年が経過いたしましたが、全国及び県内 の暴力団勢力については、減少の一途をた どっております。何よりも、皆様方をはじめ とする社会全体での暴力団排除活動の賜物だ と思っております。

しかしながら、平成27年から続いている 六代目山口組の分裂に端を発する対立抗争 は、未だ終結の兆しが見えておりません。幸 いにして、本県における対立抗争事件の発生 はありませんが、県内の団体において、組織 に未成年者を勧誘して勢力拡大を目指す動き がみられる等、水面下での縄張り争いが危惧 されるところです。

この30年間で、暴力団による資金獲得犯

罪にも変化がみられました。伝統的な覚醒剤の密売等の薬物犯罪、恐喝、賭博及びノミ行為だけではなく、多種多様な違法活動が行われ、中でも振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、暴力団の主要な資金源の一つとなっております。令和3年中の特殊詐欺の被害総額は全国で約278億円にのぼり、莫大な金額が暴力団などが関与する犯罪集団の手に渡っております。

このような変化する情勢を踏まえ、県警察では本年度、組織犯罪対策課に特殊詐欺捜査係を再編する等、組織犯罪対策の強化を進めております。今後とも、「暴力団根絶」という目標に向け、あらゆる法令を駆使し暴力団犯罪の徹底した取締りを行うとともに、暴力団対策法を効果的に活用し、暴力団の弱体化を推進いたします。併せて、県民に寄り添う各種活動により、地域の安全確保に万全を期して参ります。

社会から暴力団を根絶するという大きな目標は、警察だけで成し得るものではなく、県民一人ひとりが暴力団排除の意識を持ち、社会全体で暴力団排除活動を進めていくことが不可欠であります。

皆様方におかれましては、各地域、職域に おかれて、それぞれのお立場から暴力団排除 活動に引続きご尽力を賜りますようにお願い 申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

最近の暴力団情勢等について

岩手県警察本部刑事部組織犯罪対策課

■ 全国の暴力団情勢

全国の暴力団勢力は、令和3年末現在で約2万4,100人と、前年に比べ約1,800人減少しており12年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。

六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要6団体で全暴力団勢力の約7割を占めており、主要団体による寡占化の傾向は変わりませんが、最大勢力である山口組が分裂したことに伴い、情勢に変化が生じています。

平成27年8月以降、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組の4団体に分裂した山口組は、現在も各団体間で対立状態を続けており、令和3年中も対立抗争に起因すると見られる事件が発生し、依然として市民生活の大きな脅威が続いている状態です。

警察では、取締りや資金源対策の強化により暴力団組織の弱体化を図り、対立抗争の発生を防ぐとともに、暴力団排除をより一層進めているところです。

■ 県内の暴力団情勢

県内では、令和3年末現在で、9団体、約 100人の暴力団勢力を把握しており、全国と 同様に減少傾向が続いております。

しかしながら、山口組の分裂騒動に伴い、 県内においても六代目山口組、神戸山口組双 方の傘下組織の対立が続いており、予断を許 さない状況です。

■ 違法な資金源活動の実態

暴力団は、違法風俗店の経営、東日本大震 災からの復旧・復興事業に絡む違法労働者派 遣や、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺 等の様々な違法行為へ関与するなど、社会情 勢の変化に応じ、資金を獲得する手法を変化 させています。一方で飲食店等からのみかじ め料の徴収や覚醒剤の密売といった従来から の手法も根強く行われています。

■ 暴力団追放運動の推進

暴力団排除運動の取組が社会に定着しつつありますが、残念ながら未だに暴力団を利用する目的で利益を提供したり、活動を支援する事業者が依然として存在し、暴力団の活動資金を支えている実態があります。暴力団を社会から追放し、明るい街をつくるためには、「社会対暴力団」の構図の下

「三ない運動+1 (プラスワン)」

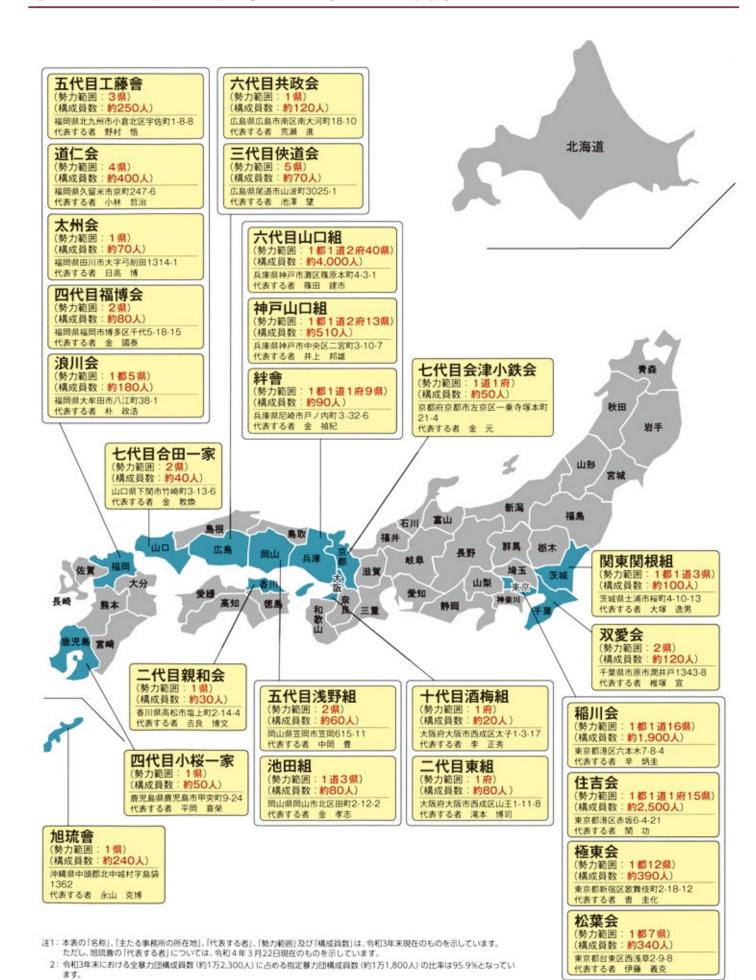
- ●暴力団を「恐れない」
- ●暴力団に「金を出さない」
- ●暴力団を「利用しない」
- ●暴力団と「交際しない」

を推進し、社会が一体となって暴力団追放運動に取組むことが重要です。

警察は、今後も、岩手県暴力団追放推進センターをはじめ関係各機関と連携し、県民の皆様のご協力をいただきながら、暴力団のいない、安心して生活できる社会の実現を目指して活動して参ります。



指定暴力団分布図(25団体)



理事会・評議員会の開催

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、令和4年度第1回通常理事会を令和4年5月16日に開催、令和4年度定時評議員会は、令和4年6月15日に開催され「令和3年度事業報告及び職務執行状況並びに決算承認の件等」について審議の上、議決承認されました。



第1回通常理事会



定時評議員会

暴追センターの財務状況

(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

I 正味財産増減計算書

区分						令和2年度決算額	令和3年度決算額	令和4年度予算額
1 一般正味財産増減の部					或の部			
			基本財産運用益		12,036,008	12,036,008	12,036,000	
			受取賛助金・寄附金		6,431,000	6,601,000	6,500,000	
			責任者請	署業	務受託料	2,544,362	2,414,597	2,368,300
		経	その	他	収 入	449,702	401,285	394,100
			常収	益	計	21,461,072	21,452,890	21,298,400
			事	業	費	15,791,043	15,336,216	16,707,500
			管	理	費	4,918,920	6,420,126	6,459,300
		経	常費	用	計	20,709,963	21,756,342	23,166,800
		評価	五損益等調整前当期経常増減額			751,109	△ 303,452	△ 1,868,400
		当期経常増減額				4,574,909	△ 1,931,552	△ 1,868,400
	経常外収益			益		0	0	0
	経常外費用					0	0	0
	当	当期経常外増減				0	0	0
	当期一般正味財産増減額			曽減額	4,574,909	△ 1,931,552	△ 1,868,400	
	当	当期一般正味財産期末残高				49,186,476	47,254,924	47,318,076
2 指定正味財産増減の部			或の部					
	当期指定正味財産増減額			曽減額	△ 1,458,100	△ 19,319,700	0	
	当	当期指定正味財産期末残高				708,868,800	689,549,100	708,868,800
3 正味財産期末残高				未残る		758,055,276	736,804,024	756,186,876

Ⅱ 貸借対照表

(単位:円)

2 人口以外以	
科目	令和3年度末
1 資産の部	
(1) 流動資産	1,169,142
(2) 固定資産	737,685,908
基本財産	691,899,600
特定資産	45,419,634
その他の固定資産	366,674
資産の合計	738,855,050
2 負債の部	
(1) 流動負債	1,026,826
(2) 固定負債	1,024,200
負債の合計	2,051,026
3 正味財産の部	
(1) 指定正味財産	689,549,100
(2) 一般正味財産	47,254,924
正味財産の合計	736,804,024
負債及び正味財産合計	738,855,050

	事 業 名	事業費
1	被害者支援事業費	4,764.2
2	予防活動支援事業費	5,145.0
3	少年・離脱者支援事業費	2,367.3
4	広報啓発支援事業費	4,431.0

不当要求防止責任者講習

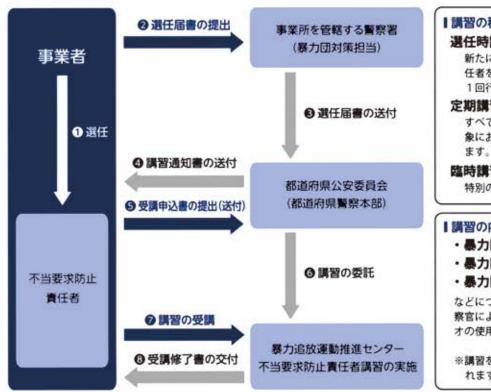
都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会から委託を受け、各事 業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などに ついての講習を行っています。



不当要求防止責任者とは

事業所の統括業務に携わる人の中から、不当要求による被害を防止するにふさわしい人として、事業所ごとに選任された 者をいいます。

選任された不当要求防止責任者は、責任者講習を確実に受講することが必要です。



▮講習の種類

選任時讚習

新たに選任された不当要求防止責 任者を対象におおむね1年以内に 1回行います。

定期護習

すべての不当要求防止責任者を対 象におおむね3年ごとに1回行い

臨時講習

特別の事情がある場合に行います。

|講習の内容

- 暴力団対策法の概要
- 暴力団情勢
- ・暴力団員に対する対応要領

などについて、暴追センター職員や警 察官により、ロールプレイングやビデ オの使用等による講習を行います。

※講習を終えると受講修了書が交付さ れます。

・行政対象暴力を排除するためのチェックリスト

あなたの職場ではどうですか? 担当者一人のみが、悩んでいませんか?

あなたの職場では、暴力団等からの不当要求を未然に防止したり、不当要求を受けた場合に的確な対応ができ

る対策がとられていますか。下の項目をチェックして、	不備な点がある場合は、早急に対策を検討しましょう。
「不当要求には絶対に応じない」という方針が組織内に確立し、徹底されている。	⑦ あらゆる契約について暴力団排除条項が 導入されている。
② 不当要求を受けた場合の対応要領(マニュ アル等)が定められている。	8 助成金・補助金等交付制度に暴力団排除 対策の取組みがされている。
3 不当要求を受けた場合は、上司に報告することになっている。	9 不当要求防止責任者が選任されている。
4 組織的に対応するため、不当要求防止対 策委員会が設置されている。	10 窓口、応接室等に暴力追放ポスター、責任者講習修了証等が掲示されている。
⑤ 警察、暴追センター、弁護士会との連絡 通報体制ができている。	暴力団等の活動状況、不当要求の実態と 11 対応要領等についての研修会等が開催さ
⑥ 関係機関との連携システムが整備されて いる。	れている。

センターからのお知らせ

県民大会の開催

入場無料 (入場制限予定)

令和4年度の岩手県暴力団 追放県民大会は盛岡市と共催で開催

日時

10月21日(金)13:30~

場所

盛岡市都南文化会館 (キャラホール)

〒020-0834 岩手県盛岡市永井24-10-1



多くの方の入会をおまちしています。

賛助会員を募集しています。



13.31

暴追センターでは、個人・企業・団体など県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、 暴追センターの行う各種事業に、ご賛同・ご支援をいただきたく賛助会員を募集しております。 多くの皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。





「入会申込書」をお送りします。詳しくは、暴追センターまでお電話下さい。

- ■年会費(口数は自由です)
- ●個人…一口5,000円 ●団体等…一口20,000円
- ※暴追センターは「公益財団法人」として認定されておりますので、税法上の優遇措置を受けることができます。

特典

「賛助会員之証」の交付、機関紙、各種暴排資料等を送付



暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、半1暴力団と交際しない

暴力団のことで お困りの方は気軽に まずはご相談を

(相談無料・秘密厳守)

公益財団法人 岩手県暴力団追放推進センター

(公安委員会指定 岩手県暴力追放運動推進センター)

〒020-0022 盛岡市大通1丁目2番1号 岩手県産業会館

019-624-8930

FAX 019-656-0886

暴追センターへのご意見・ご要望がありましたらお寄せ下さい。